平成２９年（フ）第２７８号
兵庫県明石市二見町東二見488番地の２　県営明石東二見第２高層住宅１―408号
債務者　藤田　鞆音
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
兵庫県たつの市誉田町長真79番地
債務者　玉田　博之
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第９６６号
神戸市中央区港島中町２丁目３番地の８　ルイシャトレ神戸ポートアイランド1007号、従前の住所神戸市灘区城内通５丁目５番１―202号
債務者　芦屋ひろ（Ｈｅａｒｔ　＆　ｇａｉｄｅ）こと　中川真知子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７４号
神戸市東灘区深江南町３丁目５番１―405号
債務者　橋村亜紀子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９３号
神戸市中央区北本町通６丁目１番22―1010号
債務者　城戸　準一
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００３号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目２番地３棟206号
債務者　竹内　麻矢（旧姓藤内・中川）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００４号
神戸市長田区二番町１丁目18番地の１　ツイン大開１号館808号
債務者　板東　清香
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１５号
神戸市長田区長田町８丁目２番４―104号
債務者　平本志津子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９号
青森市大字浜田字玉川161番地１　ライブタウン浜田Ｃ―212
債務者　黒石　康人
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市久茂地２丁目17番12号　Ｅマンション久茂地101
債務者　山﨑　光信
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１号
熊本市東区健軍３丁目31番７―301号　健軍ヒルズ、前住所熊本県上益城郡御船町大字滝川46番地13　ヨシコーポ　101号
債務者　立石　聡美（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８６９号
仙台市若林区六丁の目南町10番１―210号
債務者　田中　信吉
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２７号
仙台市太白区富田字上野東９番地の28　ルミエール102、従前の住所仙台市太白区富沢２丁目17番13号
債務者　齋藤　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８３号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目16番地５
債務者　丸山美智子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
秋田県大館市城西町１番54―７号、前住所秋田県大館市長走字陣場57番地
債務者　佐藤　美鈴（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第２号
福島県伊達郡川俣町字宮町26番地の１
債務者　長谷川秋広
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福島地方裁判所